邑久小学校スクールバス運行業務(上山田線)に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 業務概要

（1）業務名

邑久小学校スクールバス運行業務(上山田線)

（2）業務の目的

瀬戸内市立邑久小学校（以下学校という。）に通学する児童の利便を図ることを目的として、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた業者が行う一般貸切旅客自動車運送事業により運行されるスクールバスの運行に関する業務を委託する。

（3）業務内容

別紙「邑久小学校スクールバス運行業務（上山田線）仕様書」のとおり

（4）運行業務期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

２ 提案上限額

3 年総額 18,705,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。 なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

３ 実施形式

公募型プロポーザル方式

４ 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 瀬戸内市に事務所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者であること。

(2) 瀬戸内市に、令和 8 年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

① 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
② 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
③ 商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
④ 財務諸表（法人及び個人）
⑤ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府 県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑥ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(3) プロポーザルの公示日現在から候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(5) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前の者でないこと。
(7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

※提案者は、候補者特定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする
※証明書・確認書関係については、申請直前 3 か月以内に発行されたものであること。

5 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を邑久小学校スクールバス運行業務(上山田線)に係る公募型プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。審査に当たっては、当該業者のヒアリング及びプレゼンテーションを実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記 9 のとおりとする。

6 質疑・回答

（1）提出方法

別添の質問書・回答書（様式 6）により、電子メールにて提出すること。

（2）提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）15 時 00 分まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

（3）提出先

瀬戸内市教育委員会　総務学務課
E-mail:　kyouiku@city.setouchi.lg.jp

（4）回答日

令和 8 年 11 月 27 日（金）

（5）回答方法

瀬戸内市ホームページに掲載し回答するものとする。
(URL)
https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/37/163743.html

7 参加申込

（1）申込方法

次に掲げる書類を各１部に返信用封筒（１１０円切手貼付）を添えて持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和８年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、上記４（１）ただし書きに掲げる書類を併せて提出すること。

① 参加申込書（様式１）
② 業務実績調書（様式２）
③ 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式３）

（2）申込期限

令和８年 12 月４日（金）15 時まで（必着）

（3）申込場所

〒701-4392
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 4911
瀬戸内市教育委員会総務学務課

（4）参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式４）により通知するものとする。

8 企画提案書作成方法

（1）提出書類の名称

邑久小学校スクールバス運行業務(上山田線)企画提案書

（2）提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式７） 原本１部
② 業務実施体制各種調書及び企画提案書 原本１部、副本９部、副本の内容をＰＤＦデータ化して格納したＣＤ－Ｒ１枚（データのファイル名は「ア.会社概要書（様式８）」のようにア～ケの名称を付してください。）

ア 会社概要書（様式８）
イ 乗務員の概要（様式９）
ウ 担当技術者調書（様式１０）
エ 行政処分及び重大事故の状況（様式１１）
オ 企画提案書（任意様式） ※A４両面 10 枚まで
カ 参考見積書（任意様式）

キ 参考見積額に関わる設計書(様式１２）

（3)提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（4）提出期限

令和 8 年 12 月 16 日（水）15 時 00 分まで（必着）

（5）提出先

瀬戸内市教育委員会　総務学務課

瀬戸内市牛窓町牛窓 4911

（6）その他

ア 原則として、企画提案書は 1 者 1 提案とする。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9 審査方法

（1）審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書の書類審査及び企画提案についてのヒアリング及びプレゼンテーションを実施し、下記(2)アからエで示す審査基準に基づき総合審査を行う。

プレゼンテーションは、対面式を基本とするが天災等の不測の事態が生じた場合には、オンライン形式に変更する場合がある

（2）審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。詳細項目については、「【別紙】評価基準」の通りとする

ア	事業者の概要	20／100 点
イ	運行の安全性・安定性	40／100 点
ウ	児童への対応	30／100 点
エ	参考見積価格	10／100 点

（3）候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が 2 者あるときは、審査委員会が採決して決定する。提案者が 1 者の場合は審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。なお、全ての企画提案において、業務の目的が十分に達成できないものであると審査委員会において判断される場合は、候補者は選定しない。

（4）審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書（様式５）により通知するものとする。

１０ 日程

公示	令和 8 年 11 月 12 日（木）
質問受付締切	令和 8 年 11 月 20 日（金）15 時
質問回答期限	令和 8 年 11 月 27 日（金）
参加申込書受付締切	令和 8 年 12 月 4 日（金）15 時
参加資格の審査・審査結果の通知	令和 8 年 12 月 9 日（水）
企画提案書等受付締切	令和 8 年 12 月 16 日（水）15 時
審査（ヒアリング及びプレゼンテーション）	令和 8 年 12 月 23 日（水）
結果通知の送付	令和 9 年 1 月上旬
契約締結	令和 9 年 1 月下旬
業務開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

１１ 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、 その提案を失格とする。

(1) 「8. 企画提案書作成方法」及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。

(2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。

(3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。

(4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

(5) 参考見積書の金額が、提案上限額（税込）を超過したもの。

(6) 参考見積額に関わる設計書(様式１２)について、平成 26 年 4 月 1 日より国土交通省が実施している貸し切りバスの運賃・料金制度を遵守していないもの

１２ 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。 なお、その際には、決定された者はあらためて見積書及び設計書(様式 12)を提出するものとする。

１３ その他

（１）提出書類は返却しない。ただし、瀬戸内市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

（２） 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（瀬戸内市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。

（３）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
（４）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
（５）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
（６）業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
（７）参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、 その参加資格を失うものとする。
（８）企画提案書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出しなければならない。
（９）ほかの文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

１４ 担当部署

瀬戸内市教育委員会総務学務課
担当：谷口
〒701-4292 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 4911
TEL　：0869-34-5640
FAX　：0869-34-4970
E-mail：kyouiku@city.setouchi.lg.jp